

出雲市ふるさと納税（日本の心のふるさと出雲応援寄附金）業務プロポーザル審査委員会設置要領

第1条 設置

出雲市ふるさと納税（日本の心のふるさと出雲応援寄附金）業務を実施するに当たり、その契約相手方を選定するためのプロポーザル方式による候補者の決定を、厳正かつ公正に行うため、出雲市ふるさと納税（日本の心のふるさと出雲応援寄附金）業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2条 所掌事務

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- （１）実施要領の確認に関する事。
- （２）事業者選定に関する事。
- （３）企画提案書等の審査及び候補者の決定に関する事。
- （４）その他必要な事項。

第3条 組織

委員会は、それぞれ次の各号に掲げる職にある者をもって組織する。

- （１）委員長 副市長
- （２）副委員長 総合政策部長
- （３）委員 総務部長 商工振興部長 観光交流部長 外部委員数名

第4条 委員長の職務等

委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

第5条 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6条 意見の聴取

委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第7条 庶務

委員会の庶務は、総合政策部縁結び定住課において処理する。

第8条 設置期間

委員会の設置期間は、候補者の選定が完了するまでとする。

第9条 委任

この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和7年3月18日から施行する。